

社会福祉法人 一関南保育園

役員・役員等・その他の役員
報酬等規程

社会福祉法人 一関南保育園
役員・役員等・その他の役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一関南保育園（以下「法人」という）定款第8条及び第19条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする）、並びに理事長が認めた者（第三者委員、評議員選任・解任委員等）、の報酬等について定めたものとする。

(定義)

第2条 この規程に於いて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 本規程でいう常勤役員とは、所定週平均2日以上勤務する役員等をいう。
- (2) 本規程でいう非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 役員等のうち評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。

- 2 常勤役員に対しては別表2に基づき月額を支給する。ただし、施設長等の施設職員と兼務する者には支給しない。
- 3 前項の常勤役員に対する報酬等の支払日は毎月25日とする。指定日が金融機関の休日に当たる場合はその前日とする。
- 4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表3に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 役員等、及び理事長が認めた者に対しては一関南保育園旅費規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員と兼務する者には支給しない。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。

- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 1、この規程は平成29年4月1日から施行する。

平成30年5月31日 改訂

令和3年6月4日 改訂

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額	備考
評議員	5,000円	源泉を引いた額

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額	備考
理事長	100,000円	職員兼務でない場合

別表3 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額	備考
理事長	5,000円	源泉を引いた額
理事	5,000円	上に同じ
監事	5,000円	上に同じ

*会議が一日複数回あった場合においても1回分の支給とする。

*役員等である職員には支給しない。